

4-2 車の運転と認知症（認知機能の低下） どうすればいい？



現代社会では、自動車は生活する上で欠かせないものであり、高齢者（65歳以上）になっても多くの方が利用しています。しかし、^{とっさ}の判断や注意力、そして適切な操作などを必要とする車の運転は、それらの機能が低下することで器物の破損や人をは^は傷つけてしまうこともある^{もろ}諸刃の剣と言えます。

警察庁は2001年より70歳以上に高齢者講習を、2009年（平成21年）より75歳以上の運転者は更新時に認知機能検査を受けることを義務づけました[※]。

長い間、車の運転をしてきた人にとっては、認知機能の低下があるからといってすぐに運転をやめるとはいかないかもしれません。それぞれの事情に応じたやめ方の工夫が必要で、警察庁は運転をやめる前に「補償運転：加齢に伴う運転の技能を補うために、自身の体調や天候、道路状況などを考えて安全に運転すること」を提案しています。

認知症の人と家族の会では「認知症の人の行方不明や徘徊、自動車運転にかかわる実態調査2018年」をまとめ、認知症の人の車の運転に関する実態とやめる工夫、やめた後の代替手段の工夫の例などを紹介しています。認知機能が低下し、運転することの危険性とご本人の思い（尊厳）との折り合いをどのようにつけるか、その都度、試行錯誤を重ねるしかないですが、まずは誰かに話してみる（相談）ということが一番大切です。

●【道路交通法の改正に関して】

道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）が、平成29年3月12日より施行となり、75歳以上の運転者の認知機能の現状を免許更新時に把握することになりました。認知機能検査の結果、認知症のおそれがあると認められた方は、交通違反の状況にかかわらず、臨時適性検査または診断書提出命令の対象となります。さらに令和4年5月13日実施の改正では、信号無視など11種類の交通違反があると更新時に「運転技能検査」が義務づけられました。

※運転免許更新時 認知機能検査

- 1) 時間の見当識：検査時における年月日、曜日及び時間を答える
- 2) 手がかり再生：一定のイラストを記憶、関係のない作業をしたのち記憶したイラストを思い出す
- 3) 時計描写：時計の文字盤を描き、さらに、その文字盤に指定された時刻を表す針を描く（動作性のIQ；頭にイメージしたことを動作としての確に表現できる）

※2022年5月より1) 時間の見当識と2) 手がかり再生の2つの検査になる予定です。

※警視庁ホームページ「認知機能検査について」

<https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/menkyo/koshu/koshu/over75.html>



安全運転相談窓口（旧運転適性相談窓口）

■ 警察庁Webサイト（npa.go.jp）

警察庁は2019年11月に、それまで「運転適性相談」としていた窓口を「安全運転相談」に名称変更し、専用ダイヤル（#8080）の運用を始めました。

警察官や看護師資格をもつ臨時職員らが高齢者や障害をもつドライバー、その家族らから不安や悩みを聞き取り、認知症を診断する地元病院の紹介や免許返納の手続きを案内しています。



#8080



<https://www.npa.go.jp/>



「お前のオヤジこの頃車こすらせてばかりいるぞ」

長野県 鎌田晴之

隣町で独り暮らしの父親の様子を見にきた時に、幼い頃から知っている整備工場のオヤジさんに言われて、最近なんとなくおかしいなという思いが「認知症」という言葉につながった、という話を知人から聞きました。

私の暮らす山里では、自家用車は家族の成人数プラス軽トラックが基本で、「わが家の車」ではなく「私の車」です。車は空気のような存在で、運転もからだの動きの一部になっています。

また、高齢の方々にとって「運転免許証」という、自身が公認されている資格は自分自身そのものですから、「自動車と運転」との関係性が失われる状況は、おそらく「禁煙」より受け入れがたいでしょう。

しかし、家族や親しい人たちにとっては、「加害者」になるリスクを抱える存在は気がかりそのものです。このリスク回避は運転をやめてもらう以外にないわけですが、そのための誰にでも通じる妙案はないと思います。

ただ、自動車と免許が不可分とはいえ、自動車の処分と免許証の返納、という二大対策の優先順位は自動車の処分だと思っています。いずれも大変な対策ですが、本人にとっては「資格喪失」という事態のほうが受け入れがたいように思います。

